

「新庁舎への移転に伴う新庁舎内什器の購入等」に係る質問及び回答

質問No	項目・内容	質問	回答
1	調達仕様書 9（3）について	応札物品メーカーより品質、納入期限を保証する出荷応諾書を令和 7 年 7 月 4 日（金）12:00 までに提出すること。 上記の記載がありますが、No181,No185からNo186,No204～No206はメーカーからの応諾書は提出できますが、 No161,No182,No187からNo203,No207からNo210の商品に関しましてメーカー直接仕入れでない為、メーカーからの応諾書の提出が難しく問屋等の応諾証明書で可能でしょうか？又、この仕様書の通りでの商品で応札する時は応諾証明書は必要ございませんでしょうか？	問屋等の応諾書でも可能です。 また、この仕様書通りの商品で応札される場合には、メーカー又は問屋等からの出荷証明書又は応諾証明書が必要になります。